

## 第4回 下水道専門部会（平成30年3月28日）議事記録

議事(1) 下水道使用料について

議事(2) 神戸市の下水道事業

議事(3) 下水道使用料の改定案

議事(4) その他

### 【議事(1)、(2)】

(A 委員)

現行の基本水量 10 m<sup>3</sup>は、世帯の人数が4～5人のときの基準だと思うが、現状は1～2人世帯がおよそ4割程度を占めていることから、基本料金の見直しを考えざるを得ないと感じており、かつこの見直しは市民にとっても理解しやすいと思う。一部の他都市でも見受けられるが、現行の基本水量をいきなり廃止するのではなく、5 m<sup>3</sup>もしくは6 m<sup>3</sup>程度にすることが妥当であるかどうかについて、十分に議論すべきだと思う。

年間12億円程度の増収が必要という前提条件があるので、市民の負担を少しでも軽減するという共生社会の考え方に沿った負担を強いるべきであると考えている。

(建設局)

これまで職員数の削減等、経営努力に努めてきた中で、下水道使用料については昭和61年から改定していないという現状にある。その結果として、使用水量は年々減少傾向にあり、今後は赤字が発生する見込みであるという収支見通しをお示ししている。

これに対応するためには、年間12億円程度の増収が必要という趣旨で財政計画をお示ししており、委員ご指摘の点も踏まえ、「議事(3) 下水道使用料の改定案」について、後ほどご説明をする。

(B 委員)

参考までに聞くが、世帯ごとの平均の使用水量はどの程度か。

(建設局)

一般的には、10 m<sup>3</sup>で1～2人世帯、20 m<sup>3</sup>で2～3人世帯、30 m<sup>3</sup>で3～4人世帯程度である。

(C 委員)

自分の子どもが一人暮らしをしており、どの程度の使用水量か調べてきたが、2ヶ月で10 m<sup>3</sup>に満たない状況である。一人暮らしで働いている方は、日中家にいないことにより使用水量は少なく、逆に、年金暮らしのお年寄りの方のほうが日中家にいることにより使用水量が上がってしまう傾向にある。

(A 委員)

近所の雑談の中で、83歳年金一人暮らしの男性の話によれば、毎日欠かさず風呂も洗濯もしているものの、使用水量は基本水量に満たないと聞いている。私自身も基本水量内で収まっている現状である。

これは節水型機器の普及等が一因であると思うが、風呂にしてもシャワーだけで済ませてしまう割合が増加しているなどの傾向も踏まえ、時代に則した生活の変化も加味したうえで議論したほうが良いと考える。

### 【議事(3)】

(D 委員)

改定案のパターンが示されたが、基本水量を廃止するか、切り下げるか、そのまま維持するかという点で、基本水量を維持した方が経営基盤的には安定するという考え方があるが、近年、他都市で基本水量を廃止する動きが見られるというのはどういう背景があるのか。

(建設局)

受益者負担の原則に従い、使用した水量分だけ使用料をいただくという考え方、あるいは固定的な経費については基本使用料で賄うべきという考え方にに基づき、近年、基本水量を廃止する都市が増えていると考えられる。

(B 委員)

基本水量を切り下げるという A 委員の見解とは異なるが、もし 5 m<sup>3</sup>もしくは 6 m<sup>3</sup>程度まで基本水量を切り下げた場合、空き家等の負担にあまり影響はないが、今まで 5 m<sup>3</sup>～10 m<sup>3</sup>程度使用していた世帯からすれば追加的に支払わなければならないとなり、例えば 20 m<sup>3</sup>の方は 15 m<sup>3</sup>分追加料金を支払わなければならないとなり、つまりこれまで以上に負担が大きくなることになる。当たり前の話になるが、これは 10 m<sup>3</sup>以上の使用者にも影響はある。

以上を踏まえ、個人的には基本水量は現行の 10 m<sup>3</sup>のままで良いと考えており、1～2人暮らし世帯に負担割合が偏ることには賛成できない。

たしかに節水すればその分安く済むわけだが、近年、節水しなければいけないという意識は次第に薄れており、以前に比べ使用水量は減少傾向にあることから、どこも困っていて、もっと使ってほしいという見解もあるぐらいだ。

現行の使用料体系について、10 m<sup>3</sup>の方は 470 円、20 m<sup>3</sup>の方は 1,450 円、30 m<sup>3</sup>の方は 2,430 円とある。1つの目安として、1～2人世帯は 470 円程度、3～4人世帯は 2,430 円程度が想定されるが、家族の多い世帯が多く支払うのは当然だとしても、家族が多いとたくさん払わなければならないという累進的な料金になっていて、なぜそこまで払わなければならないのかという疑問が生じる。例えば、ペットボトル 1 本が、5人で 5本分というのであればわかる。10 m<sup>3</sup>で 470 円、20 m<sup>3</sup>で 940 円となると納得はできるが、20 m<sup>3</sup>で 1,450 円となると納得できない方も出てくる。

これは現行の制度が過度の累進的な料金制度になっていることが要因であり、個人的にはこ

れを引き下げるべきだと考えるが、先ほどの事務局側の説明の中では案に入っていなかった。これを考えないのであれば、全世帯でできるだけ公平に負担するような基本料金の引き上げが一番望ましいのではないかと考える。

他都市と比較した本市の現状の料金順位について、10 m<sup>3</sup>使用した際の料金は一番安いものの、使用水量が増えるほど料金順位は上がっていく傾向にあるので、これ以上大口使用者の負担を増やすようなことはやめるべきと考える。仮に基本使用料だけ改定したとしても順位がそれほど上がらないのであればなおさらである。

他都市は基本水量の切り下げ、もしくは廃止しているとのことだが、主な理由として節水や使用水量の減少が背景にあると考えられ、これは望ましい改定ではないと捉えている。

(建設局)

各委員より様々なご意見をいただけると思うので、その他のご意見も踏まえ検討してまいりたい。

(A 委員)

23 ページの経費回収率についてご説明いただきたい。

(建設局)

18 ページ記載のとおり、経費回収率とは汚水処理費用を使用料収入で回収した割合を指し、本市においては平成 28 年度で 97.04%であり、汚水処理費用を使用料収入で賄えていない現状であるため、総務省が求める 100%以上を目指す方針である。

(A 委員)

下水道使用料の回収状況はどの程度か。世帯区分ごとに分かる範囲で伺いたい。

(建設局)

下水道使用料収入率は 99.64%であり、残りの 0.36%は未回収といった状況であるが、世帯区分ごとのデータは現在持ち合わせていない。

(E 委員)

34 ページにこれまでの平均改定率も含めた下水道使用料体系の推移に関する記載があるが、今回の見直しにおける平均改定率はどの程度を想定しているのか。

(建設局)

23 ページ記載のとおり、6～7%を想定しており、仮に年間 12 億円程度の増収となった場合、平均改定率は 6.7%となる見込みである。

(E 委員)

24 ページ記載の基本水量内の使用水量分布について、5 m<sup>3</sup>以下と 6 m<sup>3</sup>以下で大きな差があり、

仮に切り下げの場合の目安としては適切であると解釈している。ここ数年で、基本水量を6 m<sup>3</sup>に切り下げたのは広島市だったと記憶しているが、その経緯について情報はなにか。

(建設局)

正確には把握していないが、平均的な使用水量の方はできるだけ値上げをしないという観点から、基本水量を6 m<sup>3</sup>程度に留めるという考えだと思われる。

(E 委員)

つまり、基本水量の切り下げを6 m<sup>3</sup>程度に留めておけば、基本水量内の平均使用水量をカバーすることができ、かつ、比較的安価な値上げで済むという考え方でよいか。

(建設局)

委員ご指摘のとおりである。

(C 委員)

あたりまえの意見だが、今後とも有収水量の減少が見込まれる中で、基本使用料部分で一定の維持管理費を賄うことが望ましいと考えており、1世帯あたりの人数および使用水量が減少傾向にある中では、一定の基本水量の切り下げを行うほうが持続的なコスト増にも対応できると思う。

また、従量使用料部分にかかる逡増度合いについては、経済界の立場からすれば、そこをフラットにしていれば非常にありがたいが、これ以上傾斜がきつくなることには反対であり、一部の企業がどうこうということではなく、ベースとなる基本使用料を値上げする方向で検討いただきたい。

(F 委員)

個人的な見解になるが、基本水量は廃止すべきと考えている。

基本使用料とは本来、設備投資にかかる費用を賄うために徴収すべきであり、使用水量に関わらず負担していただく性質のものである。この観点からすれば、現行の使用料制度では、使用水量が0 m<sup>3</sup>の方も10 m<sup>3</sup>の方も同じ料金をお支払いいただくこととなっており、そこには不公平感が生じている。他都市による基本水量の切り下げ、もしくは廃止するという動きは、この不公平感を無くすための一つの手段と考えられる。

空き家に限って言えば、月に1回程度見に行き、掃除等をする際に水道を使用するなどの行動を取った場合、仮に基本水量をそのまま維持し、使用水量10 m<sup>3</sup>以下の方と同様の負担が続けば、今後、閉栓などの動きが想定され、これは本市の上下水道経営に影響を与えかねない。

下水を使わないから過去の設備投資分を負担しないというのは納得できないところであり、これを市民全体で一律に負担していくことが本市の経営を支えていくうえで必要なことである。

また、使用水量に応じて料金を支払うという従量制度については、負担の公平性の観点から適当であると感じている。本市における逡増制の一番の問題となるのは10 m<sup>3</sup>以下の部分にある。政策的な判断等もあり、現行の料金体系は非常に市民にやさしい体系となっている反面、今回

の改定案では、6 m<sup>3</sup>からいきなり 98 円/m<sup>3</sup>いただくことができないとしても、10 m<sup>3</sup>以下に新設する部分は 1 m<sup>3</sup>の使用料を 20 円/m<sup>3</sup>に設定しているが、10 m<sup>3</sup>超は 98 円となるので、この差は非常に大きい。

今後は、基本水量を切り下げたうえで、逡増制の問題を改善していく必要があり、特に小口使用者に関して今後も低い使用料を維持していくべきかどうかという点について、議論の必要があると思う。

#### (G 委員)

10 m<sup>3</sup>以下の小口使用者が大半を占めることを踏まえ、これに該当する方々への分かりやすさといった点ではシンプルな方が望ましいと考える。そのため、B 委員や F 委員がおっしゃるとおり、基本使用料を 130 円値上げ、あるいは基本水量を無くして 10 m<sup>3</sup>超は全て 160 円値上げというような、公平に基本使用料を引き上げる案の方が市民にとっては分かりやすく、かつ、固定費が 85%を締めているという理念にかなっていると思う。

#### (E 委員)

今回の使用料の改定はやむを得ず、ある程度は理解しているつもりである。額としてもそこまで大きくはないものの、一般市民からすれば負担増には違いなく、公共料金や保険料などいわゆる経常経費の視点から、「下水道も料金が上がる」という捉え方になることが予想される。

そういった中で、低所得者などのいわゆる社会的弱者は負担感を意識せざるを得ないところであり、平均改定率 6～7%についても、比較的所得の低い層には高い改定率を抑えるよう配慮した方針を採らなければ市民の理解は得られないと思う。

#### (A 委員)

水は生活に欠かせないもので、他の物価とは根本的に異なる。平等性は難しいので、個人的には、共助の社会が成り立つよう累進制を高めていく料金改定が望ましいと考える。

個人的なことだが、阪神淡路大震災で住宅を 3 軒全焼したが、あと 1 時間水道が出ていれば私の家は焼けていなかっただろうということもあり、水と安全はタダではないということ、水は高くつくということを震災で改めて実感した。

共助の社会のためには、水がどれだけ重要かということを経験的な理念として考えていただければありがたい。

#### (B 委員)

F 委員のおっしゃった基本水量を廃止すべきという提案は、一つの合理的な案であると捉えている。先ほど事務局から説明のあった改定案は、どれも料金制度自体をそのままとした案であったが、仮に基本水量を廃止する場合は、この料金制度自体を改正する必要があると考える。そうであれば、基本水量 10 m<sup>3</sup>を維持したほうがよいのではないか。

E 委員のおっしゃった所得に関する部分について言及するが、世帯人数から所得の高低を判断することは難しく、つまり使用水量が少ない世帯が必ずしも所得が低いとは限らない。むしろ、“貧乏子沢山”という言葉があるように、現状ではこういった世帯の方が負担は大きくなっ

ている。結論として、所得に関しては社会福祉の問題であり、下水道料金の中だけで解決することは難しく、議論の対象としなくてもよいと考える。

(F 委員)

B 委員と同様に、基本使用料だけではなく、従量単価についても今後は考えていく必要がある。一方で、例えば基本水量を廃止し、現行の基本料金 470 円を維持したとしても、0 m<sup>3</sup>~10 m<sup>3</sup>までの使用区分に関しては新たな料金単価が設定され、およそ 100 円~200 円程度の負担増が見込まれる。これがもし仮に使用水量 30 m<sup>3</sup>超と同じように、1 m<sup>3</sup>あたり 98 円の単価設定とすると、現状と比べおよそ 200%程度の料金増となる。全体のおよそ 4 割が使用水量 10 m<sup>3</sup>以下なので、その世帯におよそ 200%の負担増を強いることは現実的ではない。

つまり、今回の料金改定だけで全ての問題を解決できるわけではなく、今後の課題として引き続き議論していくべきである。とりあえず今回の改定においては、一律で基本料金を引き上げる案を提案したい。

(E 委員)

24 ページに記載のある基本水量内の使用水量分布より、6 m<sup>3</sup>以下の割合は 57.7%とあり、一般的な家庭はここに該当すると思われるため、こういった家庭の負担があまり大きくならないようお願いしたい。

(D 委員)

水栓数と世帯数が必ずしも合致しているわけではなく、一般家庭の平均的な使用水量はこの程度であるとみなして分析しているところがあるため、小世帯化が進み、この水量を使用している方がどの程度の経済力・所得水準で生活をしているのかというところにリアリティがない中での議論になってしまう。

個人的な見解としては、受益者負担の考え方には賛同しており、公平性の観点から見れば、これまで、本来払わなければいけない方が比較的払わなくて済んできた傾向にあると思うが、本来は広く薄く負担してほしいという趣旨であるにも関わらず、例えば基本使用料を 27.6%上げるとなると、知覚的にかなりの負担増となる感覚に陥ってしまい、社会的弱者には優しくない思い切った料金の上げ方と捉えられかねないため、テクニカルな値上げの仕方、知覚のされ方、受入れられ方に配慮する必要があると考える。

(C 委員)

D 委員の発言にもあったように、現状、一般家庭が負担している下水道使用料の額が小額なため、27.6%の値上げと聞くと、かなりの負担増という感覚に陥ってしまうので、割合だけを捉えて判断する性質のものではないと考える。

今後も設備等の改築更新などを持続的に進めていくためには、広く薄く負担していただくという見解は正しいだろう。

(G 委員)

C 委員がおっしゃられたように、27.6%増と聞くと、かなり大きな料金改定と捉えられかねないので、月あたり 130 円値上げするとすべきである。納得できないという方もいるかもしれないが、これまでの使用水量のままでも、使用水量を減らしたとしても月あたり 130 円上がるだけ、使用水量を増やしたとしても追加水量に応じて公平に負担いただくだけなので、今までどおりで市民にとっては分かりやすいと考える。

月あたり 130 円の値上げが 27.6%増に見えるということは、パーセント単位で見ると非常に大きく、基本料金の 470 円が 600 円になり、一律 130 円の値上げということであれば、負担増には違いないが、理解は得られるのではないか。

また、先ほど議論にも挙げたが、使用水量と世帯所得にはほとんど相関性がなく、使用水量からその世帯の方々を推測するのは一般的には意味がない。逆に、任意の所得の方々がどういう使い方をするのかを推測すべきと考えるが、これも多岐にわたり非常に困難であり、特定の誰かを想像してしまいがちである。

やはり、誰にでも公平に負担していただくというのが分かりやすいと考える。

#### (C 委員)

先ほど申し上げたことだが、弱者対策に関して、使用水量の少ない世帯が必ずしも弱者とは限らず、例えば、日中仕事で働いていて单身という方の使用水量は極めて少ないわけで、こういった視点から考えれば、基本水量内の使用世帯にのみ配慮するということは客観的要素に欠ける。

#### (E 委員)

今回の使用料改定においては市民の理解がどれだけ得られるかが重要となってくる。先ほどの議論ではあるが、値上げについて、パーセントではなく月あたり 130 円という数字であれば理解してもらえないのではないかということであったが、これは非常に楽観的な考えでありえない。市民はどうしても悪い方の数字で受け止めてしまうものである。

また、使用水量と世帯所得の相関性について、一般的な家庭にとって大きな負担にならないようにという考え方を基本としなければ、現実的にどうなのかという議論にはきりが無い。つまり、これを根拠に使用水量の少ない世帯の負担を重くするような改定をしてしまうと、当部会自体のあり方が問われることになりかねない。

#### (部会長)

白熱した議論が繰り返されているが、本日の専門部会でどの案が良いのかということを決める必要はなく、あと 1～2 回当該部会を開催する中で議論を詰めていければと考える。

これまでの議論をまとめると、そもそも、現在の下水道使用料体系をベースとして考えているが、改定案の中にはこれを若干崩している案も見受けられる。例えば、現行の体系では、固定費が 84%、上乘せ分（変動費）が従量料金で賄われているが、F 委員および B 委員は、この体系を崩すことは間違っているとの見解から、基本料金を変更したうえで、基本水量も 0 m<sup>3</sup>とした方が良いということであった。基本的な考えとしてはその通りだと思うが、実際には従量料金がかかなり上乘せされており、逡増制の意義としては、使用水量の少ない世帯に配慮して、

負担力のあるところから使用料を徴収するという事なので、この体系を変えることも一つの案として考えられる。

また、基本水量を0 m<sup>3</sup>にすべきか、それとも5～6 m<sup>3</sup>程度とすべきか、現行のまま維持すべきかどうかという議論もある。

次に、負担の公平性に関して、例えば、大口使用者からはコストに見合った形でお支払いいただいているが、逆に、小口使用者からはコストに見合った形ではお支払いいただけていないという、横の公平性の問題もある。所得に見合った公平性の問題について言及すれば、社会的弱者に対する配慮の必要性もあり、社会的弱者が必ずしも使用水量が少ないとは限らないことから、その実情を加味する必要もある。

最後に、E 委員からの発言に補足するが、今回の使用料改定においては、前提として当局側の努力も問われることが想定されるので、これを考慮しながら引き続き慎重に議論を進めていかなければならない。

ここで問題となるのは、今回の使用料改定は、改定により使用水量および収入が増加し、より良くなるということではなく、現状かかっている費用を誰がどのように賄うかということであるので、ある区分の世帯にのみ過大な負担増となれば、市民の理解は得られないという難しさはある。

もし現時点で、当局側が考える具体的な方向性があれば説明いただきたい。

(建設局)

F 委員ご指摘のとおり、今回の改定ですべてを解決するつもりはなく、できるだけあるべき姿に持っていく過程と捉えている。現時点における方向性としては、固定費の大半が従量使用料で賄われているという現状をできるだけ基本使用料で賄えるよう目指してまいりたい。あるいは、10 m<sup>3</sup>以下の小口使用者についてもできるだけ使用水量に応じてお支払いいただく形としたい。

また、10 m<sup>3</sup>以下の使用者がおよそ4割、11～30 m<sup>3</sup>以下がおよそ51%であり、つまり30 m<sup>3</sup>以下がおよそ90%を占めていることから、この層にご理解いただくことが今回の改定のポイントであると考えている。

以上より、基本水量をいきなり0 m<sup>3</sup>とするのではなく、第1段階として5～6 m<sup>3</sup>程度に切り下げ、小口使用者に対し配慮していくべきと考える。現時点では、改定パターン案でいうと、例えば、C-2案やD-2案を軸として、今後検討していくことが望ましいと考える。

(部会長)

パターンにない案として、現状基本水量は1ランクになっているが、これを例えば3ランク程度にすることはできないのか。使用水量の少ないところに配慮することができるのではないのか。

(建設局)

これまでそのような観点で検討したことがなかったので、一つの案として検討させていただきたい。

(部会長)

事務局からC案やD案を想定しているとあったが、これについて意見はないか。条件をどこに置くかで答えは違ってくるとは思う。

(C 委員)

さきほどの部会長の案については、現在の体系そのものを変えることになるので難しいと思う。また、およそ30%程度の負担増となることについては、実際のところ抵抗感がある。こういった中で、見せ方として、基本水量を10 m<sup>3</sup>に固定をせず、水量自体を切り下げるC案などは一つの方向性としてはありうる。

産業界の立場からすれば、逡増性の料金設定の中で、これ以上企業に負荷がかからないようにしていただきたい。

他都市と比べると、基本使用料を仮に値上げしたとしても、そこまで高い料金ではない。C案の中でもC-3、C-4あたりが適切ではないかと考える。

(G 委員)

使用水量30 m<sup>3</sup>以下の使用者が全体の90%以上を占めている状況から、そこに配慮することは理解できる。また、さきほど申し上げたように、使用水量と支払能力の相関性は薄いと考えている。使用水量が少ないと貧乏で、多いと金持ちかというところばかりではない。多くの水量を使う事業者でも金銭的に逼迫しているところもあることを念頭においていただきたい。

(B 委員)

A委員の発言にもあったが、水は特殊性がある。例えば、電気は使用量によって電力量料金単価が異なる3段階料金となっていて、さらに家庭用と産業用、業務用でかなり料金体系が異なっており、産業用は業務用よりも安く、家庭用は高めの設定となっている。一方で、民営の電気とは逆に、公営の水は業務用が高く、家庭用は安く供給されており、これは生死に関わる重要性があることに起因する。ただ、負担には偏りがあり、C委員の発言にもあったように、これ以上逡増性を大きくする方法は望ましくはないと考えられ、できるだけフラットな形となる改定が望ましく、改定した場合でも他都市と比較すれば安いということをアピールすることが大切ではないか。

(部会長)

下水道は、小口使用者が非常に多いという特殊性がある。また、多くの水量を使う方が経済的に恵まれているわけではないので、難しい議論になる。

(F 委員)

前提として、上下水道は独立採算が前提であるので、支払い能力に関わらず、市民には使った水量分をお支払いいただくべきである。B委員の発言にもあったように、支払い能力については、社会福祉の問題として解決すべきであり、切り離して考えるべきである。

また、従量単価について言えば、たくさん使うところはポンプ場や管きよの劣化が早くなり、使用水量に比例して管きよや設備などの費用がかかることから、大口使用者に多くを負担してもらうことには一応の合理性がある。しかし、自治体間の競争が激化しており、逡増性が極端になると、市内の大企業が他の自治体に流出しまう可能性もあると考えられる。1社でも大口使用者が逃げると大打撃となる自治体もある。

(E 委員)

2,000 m<sup>3</sup>以上使用する企業は極めて限られた特殊な企業である。値上げをしたとしても、割合からすれば、大口使用者に極端な負担を強いるのではなく、小口使用者により負担が増えるような改定案となっている。また、逡増率がこれ以上大きくなることはどの案であってもありえない。

値上げにより、企業が他の自治体に流出する可能性があるのなら、そこは配慮すべきだが、他都市の料金水準と比較すると、その可能性は少ないのではないか。むしろ、最も配慮すべき対象は、一般的な世帯の市民であり、こういった点を踏まえるとC-2案、D-2案は理解できる。

(C 委員)

反論ではないが、母数の少ない大口使用者をあてにするのではなく、母数の多い小口使用者の負担にウェイトを置かないと構造的に独立採算は成り立たないため、基本的なベースの部分について考えないと問題解決につながらないのではないか。

(部会長)

他の自治体でも議論されていることだが、各使用水量区分の使用者がコストに見合った負担となっているのか、一定のベンチマークが必要であると考えている。現状は、様々な配慮がある中でコストと使用者負担には乖離が生じている。それを一挙に解決はできなくても、ベンチマークがないことには、C案もしくはD案等の是非の検討は難しい。そもそも、誰がコストを負担すべきか、誰がコストを負担していないのかを考えるべきである。

各委員の発言は理解でき、さらに議論が必要であると考えており、あと2回程度、当該専門部会の開催が必要ではないか。

(建設局)

今回は7月頃の開催を予定しており、最終的な答申は秋頃になる。ご指摘のとおり、状況により、あと1～2回程度は開催すべきと考えている。

(F 委員)

36ページの類似団体等との使用水量別下水道使用料について、本市は他都市と比べて、どの使用水量区分が高いのか、低いのかを把握したうえで議論したほうが良いと考えるが。

(建設局)

委員ご指摘の内容については、35 ページに政令市平均を記載しているとおりである。

(部会長)

他都市と比較しても、本市は比較的安価な位置にいると捉えてよいのか。

(建設局)

ご指摘のとおりである。

35 ページは他都市の各使用水量区分の 1 m<sup>3</sup>当たりの下水道使用料について記載しており、例えば神戸市の場合で 30 m<sup>3</sup>であれば、この水量を使用した際の料金を 30 m<sup>3</sup>で除して、1 m<sup>3</sup>当たりの下水道使用料に置きなおした料金が 81 円ということを示している。

また、36 ページには、それぞれの使用水量区分ごとの下水道使用料を示している。

(部会長)

使用水量区分別のコストの配分が分かるような資料は用意できないか。

(建設局)

11 ページのとおり、例えば 0～10 m<sup>3</sup>の水栓数、つまり使用者数はおよそ 4 割であり、この層の方々に負担していただいている使用料は全体の 9.2%になる。

(部会長)

私が言いたいのは、ポンプ場や管きょなどの固定費をエリア毎に出して、使用者がどの程度負担しているかというようなベンチマークを用意できないかということである。ある一部のエリアだけでも出せないか。

(建設局)

35 ページの補足になるが、この表は、汚水処理経費を使用料で 100%賄えているということになれば、固定費をどの水量区分の方が何%程度負担しているのかという表になる。

ご要望のあった資料については、別途ご相談させていただきたい。

(B 委員)

それはかなり難しい。すべての固定費用を全水量で割れば、平均的な数値は算出できると思うが、使用水量区分別にどの程度の固定費がかかっているのかという負担割合の算出は難しいと感じる。

(部会長)

本来ならば 1～30 m<sup>3</sup>使うところの世帯には、本来であればこれだけ負担してもらおうべきであるというような資料を用意できないか。

(建設局)

またご相談させていただきたいが、ご要望の資料については、現状、作成困難であると思われる。

(部会長)

今回の改定ですべてを解決するわけではないので、本日、各委員の方々よりご意見のあった内容を事務局側で整理していただき、ある程度現実的な案を次回開催時に提示していただきたい。

(B 委員)

使用者の大半を占める使用水量 0～30 m<sup>3</sup>までの区分について、様々なパターンの改定案によりどれぐらいの影響が出るのか、もう少し細かく分析したデータが見たい。

(部会長)

現状の案から料金だけを大きく変えることはまずありえないと思う。

基本水量を切り下げるべきかどうかという大きく2つの意見が出たので、基本使用料を改定する案をもう少し追加すべきと思う。

従量料金についても様々な意見があり、ポイントとなるのは、現状と比べて、改定による各使用水量区分の影響がどれだけ大きくなるかというところであり、今後、議論の的になってくるだろう。

また、繰り返しになるが、各使用水量区分の使用者がコストに見合った負担となっているのか一定のベンチマークが必要であると考えている。本来なら負担すべきコストを負担していないというところがほしい。可能な範囲で用意いただきたい。

(G 委員)

このプロファイルを当局側に作成いただき、かかったコストを払うというベンチマークとしたうえで、A 委員の発言にもあったように、共助の考え方を踏襲するような形で各論に入っていければと思う。

#### 【議事(4)】

- ・ 次回専門部会の日程について
- ・ 閉会